

が成立し、地域や職場における次世代育成支援対策を推進することとしている。20年2月には、保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、20年度からの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。このため、20年度には、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための「安心こども基金」を都道府県に創設した。

さらに、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について検討を行っている。

なお、平成18年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が成立し、同年10月から、就学前の子どもに対して教育、保育及び子育て支援を一体的に提供する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が始まった。20年4月1日現在、全国で229件の認定が行われている。

文部科学省と厚生労働省が平成20年3月に実施した地方公共団体、施設、保護者に対する認定こども園制度に係る実態調査によると、施設を利用している保護者の8割近く、認定を受けた施設の9割以上が認定こども園を評価している。一方、施設や地方公共団体からは、財政的支援が十分ではない、会計処理の簡素化が必要などの課題も指摘されている。

これを受けて、①認定こども園に対する、幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな財政措置、②平成20年7月に文部科学省及び厚生労働省の両省局長級検討会で取りまとめられた、会

計処理の改善や制度の普及啓発などの改善方策に基づいた運用改善に取り組んでいる。あわせて、平成20年10月に内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などへの対応などの認定こども園における課題について議論を進め、平成21年3月に報告を取りまとめた。

（7）地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定を支援している。

なお、平成20年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、698（38.4%）であり、前回18年10月1日時点調査の422（23.0%）から15.4%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1,115（61.4%）となった。

③ 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生き

がいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

（１）生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

（ア）生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進している（図2-3-15）。

（イ）生涯学習の基盤の整備

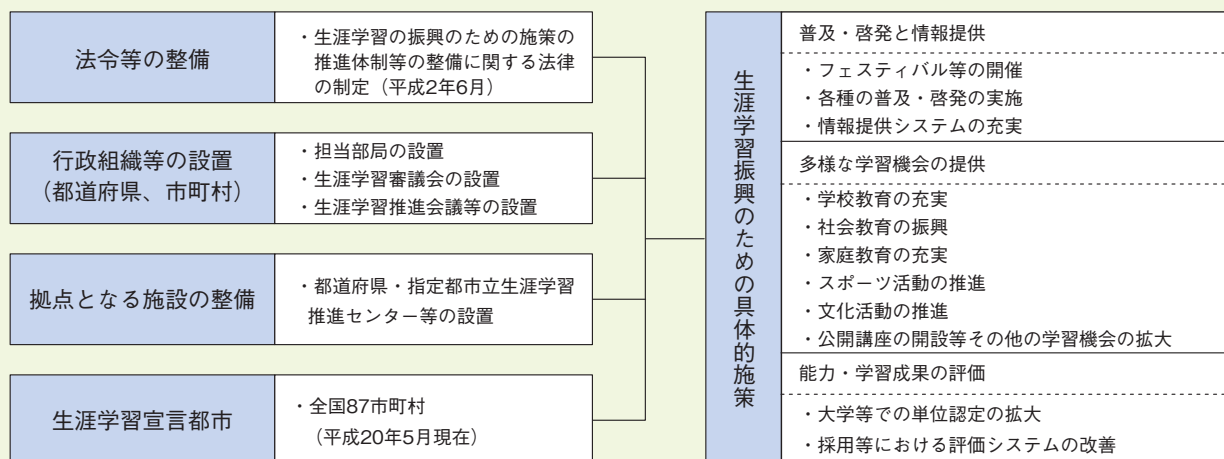
生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道府県との共催により、民間の企業、団体、個人等の参加を得て、生涯学習に関する各種イベント、学習成果の発表、講演会等を集中的に実施する全国生涯学習フェスティバルを開催した。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図った。

（ウ）学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場

図2-3-15 生涯学習の推進体制の整備



資料：文部科学省

などで積極的に生かしたり、学習の励みとするため、学習成果の適切な評価が求められている。その取組の第一歩として、各個人の学習成果を測る検定試験の質の確保に向け、検定試験の評価の在り方に関する有識者会議を開催し、民間事業者等が行う評価の主体的な取組を支援する方策について検討した。検討結果は一旦の整理として、「検定試験の評価に関するガイドライン（試案）」として公表したほか、今後のガイドラインの策定に向け、民間の検定試験に関する実態調査を行った。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対して学士の学位授与を行ってきた。

イ 学校における多様な学習機会の確保

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

現行の学習指導要領では、各学校において、ボランティア活動や高齢者との触れ合いなどを充実することとしている。

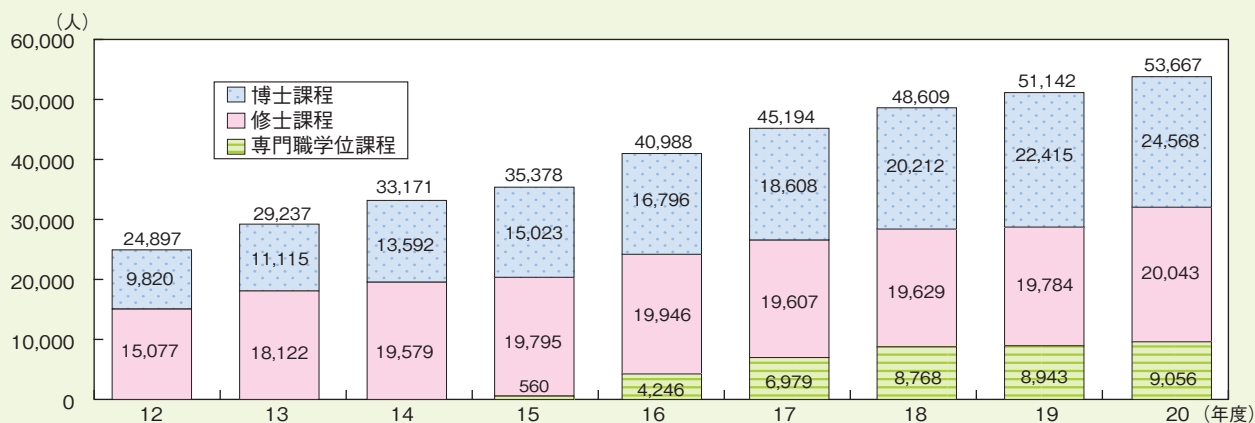
また、平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」を踏まえ、同年3月に改訂された小・中学校学習指導要領においても、体験活動の充実を図ったところである。

さらに、他校のモデルとなる様々な体験活動を推進する「豊かな体験活動推進事業」において、小・中学校等を指定し、世代間交流など命の大切さを学ばせる体験活動を行う「児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～」を実施するとともに、「高校生の社会奉仕活動推進校」を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を行った。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進してきた（図2-3-16）。

図2-3-16 大学院の社会人学生数の推移



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

※修士課程 | 修士課程及び博士前期課程（医・歯学及び獣医学を除く一貫制博士課程を含む。）

博士課程 | 博士後期課程（医・歯学及び獣医学の博士課程を含む。）

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供している。

さらに、再チャレンジ可能な社会を目指すため、大学・短期大学・高等専門学校における教育研究資源を活用しつつ、社会人の多様な学びなおしニーズに対応した優れた教育プログラムを開発・実施する取組に対して支援を行うことにより、再チャレンジに向けた良質な教育プログラムの普及を図り、柔軟で多様な社会の実現に向けた高等教育機会の充実を図った。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して幅広く国民に大学教育の機会を提供している（図2-3-17）。

（ウ）学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めている。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地方公共団体による転用が促進されるよう、取組を支援している。

ウ 多様な学習機会の提供

（ア）社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設においては、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進してきた。

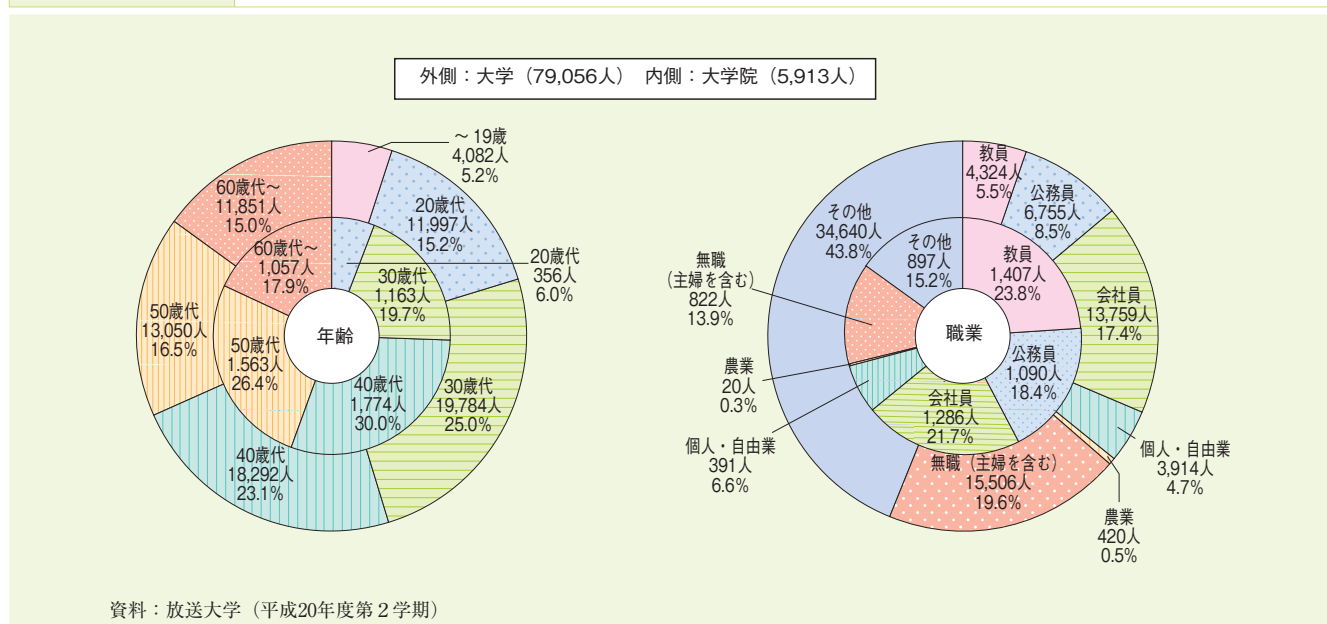
また、インターネットを活用した「エル・ネット」教育情報通信ネットワークにより、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努めた。

（イ）文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、以下の取組を通じて文化活動の活性化と定着化を図った。

- ① 地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる文化芸術団体の育成と地域の文化芸術活動の発信・交流、大

図2-3-17 放送大学在学者の年齢・職業



学と地域の交流・連携の促進事業を行った。

- ② 国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会を提供した。
- ③ 国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置や、バリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実などを行った。

(ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション大会の開催等各種施設を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

(エ) 自然とのふれあい

自然公園等の利用者等をはじめ、国民だれもが多彩な自然とのふれあい活動や自然体験が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動のイベント等の情報をインターネット等を通じて提供した。

エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

このため、労働者の職業設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針を定め、有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを図っている。また、教育訓練給付制度については、大学・大学院等の講座を指定の対象に加える等の講座指定の重点化を行い、これらの活用により、勤労者の自発的な能力開発を支援している。

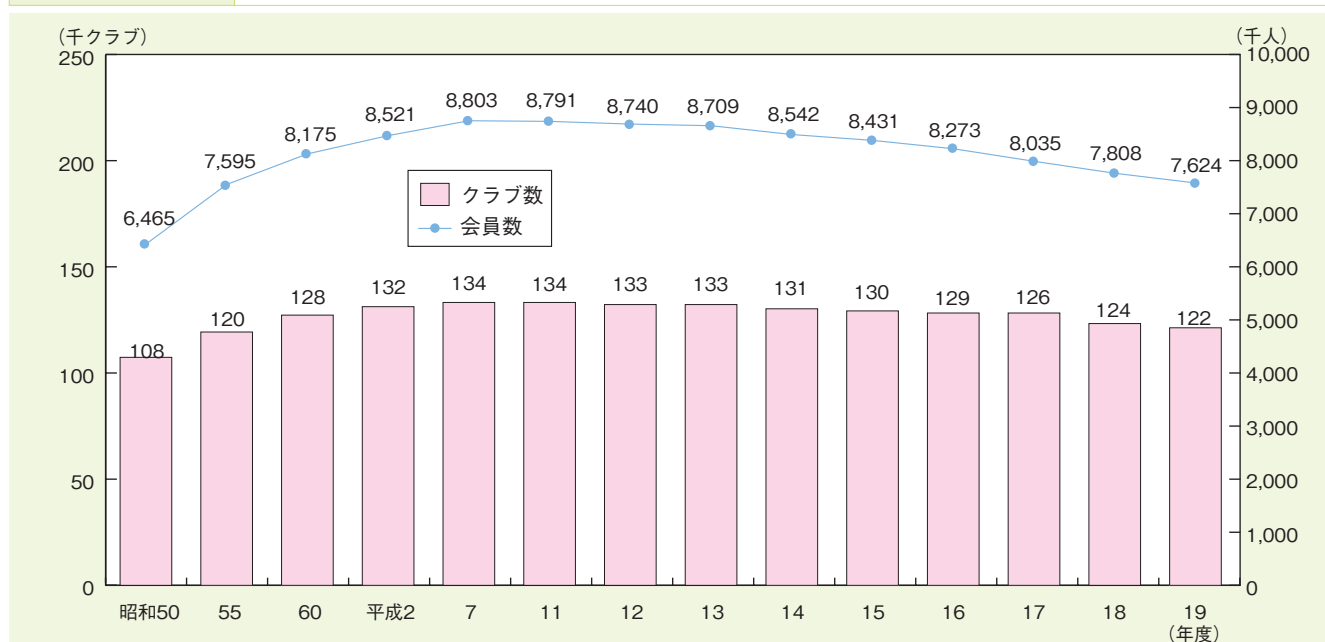
(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見いだし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社

図2-3-18 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」（厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例）（各年度3月末現在）

会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている（図2-3-18）。

また、高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくため、都道府県及び市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及、高齢者の生きがいと健康づくり活動への支援等を行っている。さらに平成20年10月には全国健康福祉祭（ねんりんピック）を鹿児島県で開催した。

また、高齢者や団塊世代等が、これまで職業や学習を通じて培った経験をいかして、学校や地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」制度の実践結果の普及・定着を図っている。

さらには、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の機会を提供する取組を放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）として全国の小学校区で推進している。

また、高齢者の社会参加や福祉など、様々な課題が顕在化しており、これらをビジネスの手

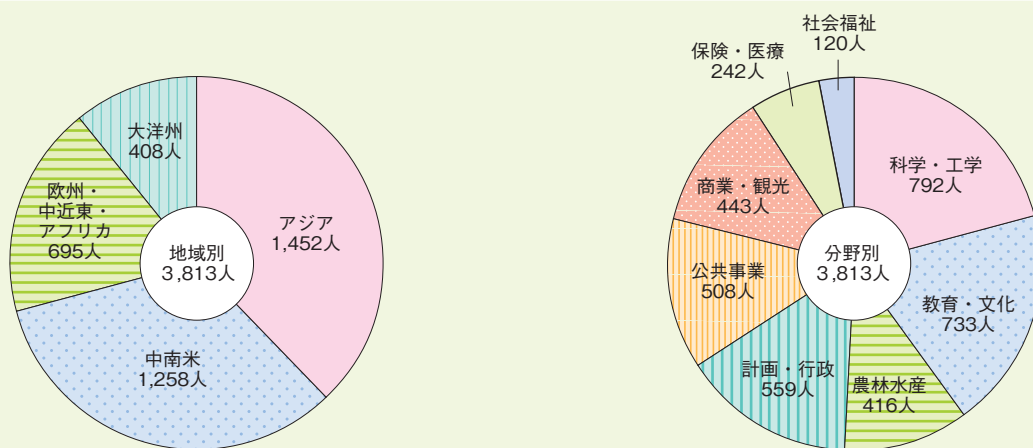
法を用いて解決を図る活動を行う事業者が持つノウハウを同様の課題を抱える地域への移転展開を20年度より支援している。各地のニーズに応じた幅広い事業ノウハウを活用することで、更なる高齢者の社会参加等に資する活動の活性化を図る。

高齢者等が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送、解説放送等の充実を図ることは重要である。このため、字幕番組、解説番組等の制作に対し助成を行うなどして、平成19年10月に策定した20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標を定めた行政指針の実現を目指し、各放送局の自主的な取組を促している。

（イ）高齢者の海外支援活動

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよう、引き続き独立行政法人国際協力機構を通じシニア海外ボランティア事業を実施した。平成20年度も、団塊の世代の人々の知見を本事業に活用すべく、シニア海外ボランティアに関する情報

図2-3-19 地域別・分野別 シニア海外ボランティアの派遣者



（注）平成2年度（事業開始）～21年1月30日見込

の提供、参加がより容易となるような派遣形態・期間の多様化、語学研修の機会の充実などに努めた（図2-3-19）。

また、平成20年6月に取りまとめた、アジアにおける持続可能な社会を構築するための「クリーンアジア・イニシアティブ」において、我が国の公害対策の第一線で活躍してきた団塊世代の人材の活用による途上国の環境状況の把握と対策がアジア諸国支援策の柱の一つとして位置づけられたところである。

イ NPO 等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備については、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加の促進及び活動の全国的な振興を図るため、全国社会福祉協議会内の全国ボランティア活動振興センターに補助を実施した。全国ボランティア活動振興センターでは、全国ボランティアフェスティバル開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施した。

また、地方自治体や民間団体等に対し、「地域福祉等推進特別支援事業」として、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にあ

る問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組へ補助を実施した。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督などを行っている（表2-3-20）。

また、内閣府 NPO ホームページにおいて、全国の特定非営利活動法人に関する基本情報や NPO 関連施策情報が入手できる「NPO ポータルサイト」の運用などを行い、市民活動に関する情報の提供などを行っている。

さらに、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティア（約1,800名）を養成し、その活動に対する支援を全国25国立公園等40地区で実施した。

4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯

表2-3-20 特定非営利活動法人の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	1,475	神奈川県	2,232	大阪府	2,490	福岡県	1,205
青森県	254	新潟県	482	兵庫県	1,347	佐賀県	264
岩手県	319	富山県	241	奈良県	293	長崎県	376
宮城県	492	石川県	257	和歌山県	291	熊本県	450
秋田県	194	福井県	202	鳥取県	167	大分県	405
山形県	317	山梨県	264	島根県	196	宮崎県	266
福島県	475	長野県	744	岡山県	468	鹿児島県	486
茨城県	460	岐阜県	516	広島県	553	沖縄県	347
栃木県	409	静岡県	842	山口県	322	都道府県計	33,373
群馬県	601	愛知県	1,177	徳島県	235		
埼玉県	1,265	三重県	488	香川県	207	内閣府	2,927
千葉県	1,385	滋賀県	420	愛媛県	280	全国計	36,300
東京都	6,104	京都府	883	高知県	227		

資料：内閣府国民生活局（平成20年12月31日現在）